

春日井市生活道路拡幅整備要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活道路の拡幅整備に関する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活道路 沿線に家屋の建ち並びがある幅員1.8メートル以上4メートル未満の道（昭和51年作成の都市計画基本図で確認できるものに限る。）をいう。
- (2) 後退用地 既存の道路境界線と生活道路の境界線との間の土地をいう。
- (3) 隅切り用地 道路の境界が交わるポイントを頂点とする底辺3メートルの二等辺三角形の部分を用いる。
- (4) 拡幅整備 後退用地及び隅切り用地を通行上支障のない道路形態に整備することをいう。
- (5) 関係権利者 この要綱に基づき拡幅整備をしようとする後退用地、隅切り用地、既存の道路の土地及び建物の所有者及び賃借人をいう。

(事前相談)

第3条 関係権利者は、生活道路の拡幅整備をしようとするときは、市長に対し、次に掲げる事項について事前に相談を行うものとする。

- (1) 拡幅整備をしようとする生活道路の場所に関する事。
- (2) 他の関係権利者の同意に関する事。

(協議)

第4条 関係権利者は、前条の規定による事前相談の終了後、生活道路拡幅整備協議書（第1号様式）により、次に掲げる事項について市長に協議するものとする。

- (1) 道路の幅員
- (2) 道路の中心線
- (3) 後退用地及び隅切り用地の寄付に関する事。（既存の生活道路の土地が私有地である場合は、当該土地を含む。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協議の決定)

第5条 市長は、前条に規定する協議が適正だと確認したときは、関係権利者に対し拡幅整備協議合意書（第2号様式）を交付するものとする。

(拡幅整備)

第6条 市長は、生活道路の拡幅整備を決定したときは、拡幅整備に必要な測量を行うものとする。

2 関係権利者は、当該拡幅整備の支障となる工作物、樹木等を除去した後に、完了届（第3号様式）及び後退用地の寄付採納に必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、拡幅整備に支障となる物がない事を確認した後、拡幅整備を行うものとする。

4 前項の拡幅整備の内容は、両側の道路側溝敷設、蓋掛け及びアスファルト舗装を基本とする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年9月1日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

生活道路拡幅整備協議書

年 月 日

(あて先) 春日井市長

申請者 住 所

氏 名

(TEL)

春日井市生活道路拡幅整備要綱第4条の規定に基づき、下記の内容にて協議します。

1 協議箇所

2 協議内容 (別添図面のとおり)

添付書類 位置図、平面図、現況写真、道路敷地所有者等の承諾書、沿道住民の工事同意書

生活道路拡幅整備協議合意書

春道第 号
年 月 日

春日井市長

年 月 日付けの協議について、春日井市生活道路拡幅整備要綱第5条の規定に基づき、下記の内容について協議の決定を通知します。

1 協議箇所

2 協議内容

第3号様式 (第6条関係)

完 了 届

年 月 日

(あて先) 春日井市長

申請者 住 所

氏 名

(TEL)

年 月 日付け春道第 号にて通知された生活関連道路整備に係る
工作物等の移転は完了しました。

1 協議箇所

2 工作物等移転完了年月日